

平成28年度第3回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	平成28年9月14日（水）		
開催の場所	埼玉県県民健康センター大会議室C（さいたま市内）		
開閉の日時	開会	9月14日	午後1時30分
	閉会	9月14日	午後3時52分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県環境基本計画改定版（案）について ・第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画（案）について ・第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（案）について <p>（2）報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質総量削減計画及び総量規制基準の見直しについて <p>3 閉 会</p>			

別紙

出席状況

委員数 20人

出席委員 14人

小川芳樹	東洋大学経済学部長
小堀洋美	東京都市大学特別教授
藤吉秀昭	(一財)日本環境衛生センター副理事長
保倉明子	東京電機大学教授
森川多津子	(一財)日本自動車研究所主任研究員
松浦麻里沙	埼玉県弁護士会弁護士
渡邊美知子	埼玉県女性薬剤師会会長
貴家章子	(公財)埼玉県生態系保護協会教育委員長
永島朗	埼玉県農業協同組合中央会常務理事
岩岡宏保	埼玉県生活協同組合連合会代表理事会長理事
田島隆	(一社)埼玉県猟友会会長
小久保憲一	埼玉県議会議員
斎藤和芳	公募委員
中原敏次	公募委員

欠席委員 6人

宮崎あかね	日本女子大学教授
安原正也	立正大学教授
栗原裕子	(一社)埼玉県商工会議所連合会女性会連合会会長
諸井真英	埼玉県議会議員
山本正乃	埼玉県議会議員
河田晃明	羽生市長

第3回 埼玉県環境審議会

平成28年9月14日（水）

午後1時30分 開会

○司会（森田） 皆様、大変長らくお待たせをいたしました。定刻前ではございますが、予定の皆様お揃いになりましたので、ただいまから平成28年度第3回埼玉県環境審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、ここからは座って進行させていただきます。失礼いたします。

ここで、本日配付いたしました資料を確認させていただきます。

本日の議事資料につきましては、既に郵送で事前にお送りさせていただきました。本日の机上の配付資料でございますが、資料一覧がございます。そちらとあわせて御覧ください。まず、A4、1枚の次第でございます。それと座席表、A4、1枚です。それと同じくA4、1枚の委員名簿。それと当審議会の規則、A4の両面になっております。それと、次回第4回の開催の通知です。こちらも机上のほうに配付をしてございます。

不足等がございましたら事務局のほうにお申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、今日から御出席いただいております委員がいらっしゃいますので、御紹介いたします。

中原敏次様でございます。

○中原委員 中原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（森田） ありがとうございます。

それでは、ここで環境部長の宍戸より御挨拶を申し上げます。

○宍戸環境部長 皆様、こんにちは。

紹介を賜りました環境部長の宍戸でございます。

本日は、今年度第3回当審議会を開催しましたところ、お忙しいところ御参集賜りました。ありがとうございました。

早速でございますけれども、本日の審議会は件数がございます。協議事項が3件、報告事項は1件でございます。協議事項につきましては、環境基本計画の改定版（案）について、第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画について及び第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画についてでございます。

以上につきましては、私どもから諮問をして御審議いただくことに先立ちまして、概要を御説明し、委員の皆様のお意見を承るものでございます。

報告事項といたしましては、水質総量削減計画及び総量規制基準の見直しについてでございます。

以上の内容を伺ってございます。どうかよろしく、御忌憚のない御意見を伺わせていただきまして、御指導賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○司会（森田） ありがとうございました。

本日の会議でございますが、委員数20人のうち14人の委員の皆さんに御出席をいただいております。

埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を小川会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○小川会長 それでは、今日も議事が大分たくさんありますので、是非皆さんから活発な御議論をいただくとともに、効率的に進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきますが、会議の公開について、まずお諮りをしたいと思います。審議会は原則として公開するとされております。審議事項を考慮しても、公開することに問題ないと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小川会長 それでは、会議の公開を認めます。

本日は、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 3名いらっしゃいます。

○小川会長 それでは、中に3人の方、お入りいただくようにお願いいたします。

〔傍聴者入室〕

○小川会長 傍聴者の方にお入りいただきましたので、次に議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員を2人指名させていただきます。

森川委員さんと永島委員さんをお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、3の議事に入りたいと思います。

まず、第1番目は協議事項等の審議ということで、本日は協議事項が3件、報告が1件ございますが、その中で協議事項の1、埼玉県環境基本計画改定版（案）についてでございます。

それでは、県から御説明をお願いしたいと思います。

○牧環境政策課長 環境政策課長の牧でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

今回協議をお願いします埼玉県環境基本計画の改定版の案につきましては、平成27年8月に設置されましたこの審議会の部会であります環境基本計画小委員会で、5回の検討結果を踏まえて作成したものです。少々時間をいただきまして内容を説明させていただきます。20分ぐらいかかると思います。

最初に、お手元の協議事項1と赤いインデックスのついた埼玉県環境基本計画（案）を用いまして、計画全体の構成などを説明させていただきます。

恐れ入ります。赤いインデックスのついた資料を御覧ください。

2枚めくって、1ページを御覧ください。

中ほど、「2 計画の性格・法的位置付け」です。

本計画は、埼玉県環境基本条例第10条によりまして、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画でございます。上位計画といたしまして、県の総合計画である埼玉県5

か年計画がございます。環境基本計画はこの5か年計画と整合を図りまして、環境部門の個別計画の上位計画として、環境施策を総合的、計画的に行うものでございます。

1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。

計画の基本構成でございます。第1章総論では、「1 計画改定の趣旨」から「6 第4次計画策定後の本県を取り巻く現状」までを定めております。

第2章、長期的な目標でございます。長期的目標は、21世紀半ばを展望した5つの長期的目標、将来像を設定いたしました。

第3章、環境保全と創造に関する施策展開の方向でございます。第2章で上げた目標を実現するために、今後5年間に取り組む方策を20の施策展開の方向として決めました。その施策展開の方向ごとに現況と課題、将来像、施策展開の方向を具体化する取り組みである今後の施策と主な取り組み、計画の進捗状況を管理する数値目標である施策指標を取りまとめました。

右側3ページ、第4章、計画の円滑な進行でございます。計画で定めた各施策を推進するに当たり、より実効性の高いものにするため、推進体制の整備について示しています。

巻末には、参考資料といたしまして各施策指標の定義・選定理由及び用語の解説を添付いたしました。巻末を御覧いただきたいと思うのですが、2種類の資料を用意してございます。

続きまして、資料1-1を御覧ください。

「埼玉県環境基本計画（改定版）の概要」についてでございます。

「1 改定の趣旨」でございます。資料1-1をごらんください。

現行の第4次環境基本計画の計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間です。計画の中で、社会経済や環境の状況等の変化に対応するため、おおむね5年をめぐり見直すこととしております。そこで計画の5年目に当たる今年度、所要の見直しを行います。

次に「2 施策体系」でございます。

計画の体系について見直しを行った結果、長期的な目標が5、施策展開の方向が20、施策指標が34となっております。

次に「3 主な変更点」でございます。

(1) 長期的な目標は、現計画の4つから、改訂版は5つになっております。

見直しの1つ目は、未曾有の災害である東日本大震災を経て、地球温暖化分野、エネルギー分野の重要性を踏まえ、現計画の「Ⅲ 生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり」を「Ⅰ 新たなエネルギーが普及した自立分散型低炭素社会づくり」に改めまして、エネルギー対策を前面に出した点でございます。

見直しの2つ目は、廃棄物対策も同様に、東日本大震災を経て、災害時の対策の必要性が高まっていることなどから、「Ⅰ 環境負荷の少ない安心・安全な循環社会づくり」を「Ⅱ 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり」「Ⅳ 安心・安全な環境保全型社会づくり」の2つに分けているところでございます。

(2) 施策展開の方向は、現計画の18から、改訂版は20に増やしております。

変更点としては、地域で使うエネルギーを地域で創り出すという新たなエネルギー利用の形態が進

んだ社会を目指すため、現計画の「13 再生可能エネルギーの活用」を「1 新たなエネルギー社会の構築」といたしました。

また、現計画では施策体系外に位置付けている放射性物質による環境汚染への対応を体系の中に盛り込みました。

さらに「15 環境分野の災害への備えの推進」により、環境施策の分野においても防災という視点を盛り込むことといたしました。

続きまして、資料1-2、「第4次環境基本計画と環境基本計画（改定版）の施策体系比較」を御覧ください。資料1-2でございます。

左側が現行の第4次環境基本計画、右側が改定版でございます。ローマ数字、太字のゴシック体で表記したものが長期的な目標、算数字、明朝体で表記したものが長期的な目標を実現するために今後5年間に取り組む施策展開の方向でございます。

改定版では、長期的目標を「Ⅰ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり」「Ⅱ 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり」「Ⅲ 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり」「Ⅳ 安心・安全な環境保全型社会づくり」「Ⅴ 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり」の5つを設定しています。

また、ページ上に戻っていただきまして、施策展開の方向は「1 新たなエネルギー社会の構築」から「20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進」まで20の構成となっております。

続きまして、恐れ入ります、資料1-3、「埼玉県環境基本計画（改定版）施策体系表」を御覧ください。資料1-3でございます。

ここでは、長期的な目標ごとにその目標を実現するために、今後5年間に取り組む方策である施策展開の方向と、具体化するための手段である今後の施策、取組及び計画の進捗状況を管理する5年後の目標数値を定めた施策指標をまとめております。

なお、取り組みの欄に新とあるもの、施策指標の欄に（新）とあるものが、見直しを行った結果、新たに計画に反映させるもの、（共通指標）とあるのは、他の施策展開の方向の双方に関連した指標でございます。

ページの一番上に戻りまして、「Ⅰ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり」、施策展開方向「1 新たなエネルギー社会の構築」でございます。

施策は、水素エネルギーの活用社会の構築など4施策、取組は燃料電池自動車の普及促進など6本でございます。新たな取組として、燃料電池自動車の普及促進、水素社会の実現に向けた取り組みの推進、またコージェネレーション、すなわち電気と熱を同時に作り出し、エネルギーを効率的に活用できるシステムの普及拡大の3本を加えております。

右の欄の施策指標は、住宅用太陽光発電設備の設置数となっております。

環境基本計画（案）を用いまして、具体的に御説明いたします。

恐れ入りますが、計画（案）の11ページを御覧ください。

一番上にあります「Ⅰ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり」が長期的目標、その下、「1 新たなエネルギー社会の構築」が施策展開の方向、その下、現況と課題では、本

県の状況説明、将来像では、目指す姿を示しております。

今後の施策と主な取組では、括弧書きゴシック体で表記したものが、目標を実現するために今後5年間に取り組む方策、ゴシック体で表記したものが、具体的な取組とその内容を表記しております。

次ページ下の施策指標は、進捗状況を管理するため、指標の現在地と5年後の目標数値を表記しております。

それでは、恐れ入ります。資料1－3にお戻りください。資料1－3でございます。

次に、「2 地球温暖化対策の総合的推進」でございます。

施策は、低炭素型で活力ある産業社会の構築など7施策、取組は、地域温暖化対策計画制度の円滑な運用など19本でございます。新たな取組として、ルームシェア、ウォームシェアなどの取組を進める環境負荷の少ない住まい方、暮らし方の促進、フロン類のモニタリング調査、フロン類の管理の適正化の3本となっております。

施策指標は、県全体の温室効果ガス排出量など3つといたします。

次に、「3 ヒートアイランド対策の推進」でございます。

施策は、地表面や建物の蓄熱の改善など4施策、取組は、人工被覆面等の緑化など6本でございます。

施策指標は、身近な緑の創出面積など2つとします。

1枚おめくりください。「II 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり」「4 廃棄物の減量化・循環利用の推進」でございます。

施策は、3Rの推進など2施策、取組は、ごみを出さないライフスタイル、食品ロス削減、事業系ごみ削減の推進など8本でございます。

施策指標は、一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量など3つとします。

次に「5 廃棄物の適正処理の推進」でございます。

施策は、廃棄物の排出者及び処理業者に対する適正処理の推進など3施策、取組は一般廃棄物施策の適正な維持管理の指導、施設整備への支援など6本でございます。

施策指標は、新たに電子マニフェストの普及率、高濃度PCB廃棄物（変圧器及びコンデンサー）の処分率の2つといたします。

次に「6 水循環の健全化と地盤環境の保全」でございます。

施策は、健全な水循環の推進など3施策、取組は健全な水環境の推進に関する取組みや連携の推進など9本でございます。

施策指標は、新たに1年間の地盤沈下量が2センチメートル以上の地域の面積を加えた2つといたします。

恐れ入ります。1枚おめくりください。「III 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり」「7 川の保全と再生」でございます。

施策は、河川の水質保全の推進など2施策、取組は下水道等の整備の推進など7本でございます。

施策指標は、新たに川の国広援団への支援件数を加えた4つといたします。

次に「8 みどりの保全と再生」でございます。

施策は、身近な緑の保全の推進など4施策、取組は、特別緑地保全地区など地域制緑地の指定などの15本でございます。

施策指標は、緑の保全面積など3つといたします。

次に「9 森林の整備と保全」でございます。

施策は、適正な森林整備と保全の推進など3施策、取組は、公益的機能を持続的に発揮する森林の整備など8本でございます。新たな取り組みとして、森の若返りの推進を加えております。

施策指標は、森林の整備面積など3つといたします。

次に、「10 生物多様性の保全」でございます。

施策は、生物多様性の全県展開など4施策、取組は、生物多様性戦略の普及など12本でございます。新たな取組として、外来生物分布状況の把握を加えております。

施策指標は、希少野生動植物の保護増殖箇所数とします。

1枚おめくりをください。「IV 安心・安全な環境保全型社会づくり」「11 大気環境の保全」でございます。

施策は、工場・事業場に対する規制、指導など4施策、取組は、同じく工場・事業場に対する規制、指導など9本でございます。

施策指標が、微小粒子状物質PM2.5の濃度とします。

次に「12 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止」でございます。

施策は、工場・事業場に対する規制、指導など3施策、取組は、工場・事業場に対する規制、指導など4本でございます。

施策指標は、アユが棲める水質の河川の割合など2つといたします。

次に「13 化学物質・放射性物質対策の推進」でございます。

施策は、環境リスクの低減など4施策、取組は、化学物質の排出量・取り扱い量などの把握と公表など8本でございます。

施策指標は、環境コミュニケーション実施数の2つといたします。

次に「14 身近な生活環境の保全」でございます。

施策は、騒音・振動・悪臭対策の推進など3施策、取組は、環境基準等の適合状況の調査など6本でございます。

施策指標は、公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修会の参加者数とします。

次に「15 環境分野の災害への備えの推進」でございます。

施策は、環境監視情報の防災への活用など3施策、取り組みは、大気常時監視データの活用など6本でございます。新たな取組として、県が大気の常時監視で把握している風向・風速のデータを提供する大気常時監視データの活用、災害廃棄物処理ガイドラインの策定や関係機関等との協力・連携強化など災害廃棄物対策の推進、事業者の定期的な訓練の実施や対応マニュアルの強化・充実など有害物質の飛散・漏えい対策の推進、そして防災拠点等で太陽光発電設備の電力を災害時に活用する仕組みづくりの推進の4つを加えます。

施策指標は、新たに大規模災害対策を組み込んだ特定化学物質管理手順書提出率といたします。

1枚おめくりください。「V 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり」「16 環境と経済発展の好循環の創出」でございます。

施策は、環境ビジネスの振興など5施策、取組は環境ビジネスの情報提供と人材交流の推進など9本でございます。新たな取組として、関係団体と連携した産業廃棄物業界のイメージアップと人材育成、産業廃棄物処理技術の高度化の推進、効率的な施設利用を進める一般廃棄物処理における産業廃棄物処理施設の活用の3本を加えます。

施策指標は、環境ビジネス関連セミナーの参加企業数といたします。

次に「17 環境と共生する地域づくりの推進」でございます。

施策は、グリーンツーリズムの推進など4本、取組は、民間事業者と連携した情報発信など8本でございます。

施策指標は、地域清掃活動団体の登録数とします。

次に「18 連携・協働による取り組みの拡大」でございます。

施策は、県民、企業、学校、市町村との連携・協働した環境保全への取組の推進など3施策、取組は、廃棄物の適正処理やごみの削減に向けた取組の推進など5本でございます。

施策指標は、環境アドバイザー、環境アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数などの3つといたします。

次に「19 環境を守り育てる人材育成」でございます。

施策は、環境学習の機会の拡大など2施策、取組は、ボランティア、企業と連携した環境学習の支援など8本でございます。

施策指標は、環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊による環境学習の参加人数など3つといたします。

次に「20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進」でございます。

施策は、環境情報の収集及び提供など5施策、取組は、試験研究や地質地盤情報などの環境学習の発信など9本でございます。

施策指標は、環境科学国際センターの共同研究数など2つとします。

続いて、恐れ入ります。資料1-4、第4次環境基本計画（改定版）の施策指標一覧を御覧ください。資料1-4でございます。

改定版では、34の施策指標を上げております。内訳として、継続するものが21、見直したものが8、新規で定めたものが5、廃止したものが8でございます。

その下の表では、34の指標ごとに計画策定時、現状値、目標値、そして指標の定義・選定理由を表記しております。左から2列目、指標名の欄の①、②などの丸数字の欄に、継続、見直し、新規の区別を記載しております。また、指標の頭に黒い星印のついているものがございますが、これは上位計画の埼玉県5か年計画のほうにも指標として取り上げられているものでございます。

①住宅用太陽光発電設備の設置など、11の指標がございます。

続いて、指標で主なものを上げさせていただきます。

1 ページ目では、①住宅用太陽光発電設備の設置数、②県全体の温室効果ガスの排出量、⑤一般廃棄物の1日1人当たりの最終処分量、⑥産業廃棄物の最終処分量、2 ページ目につきましては、⑧電子マニフェスト普及率、⑫アユが棲める水質、続きまして3 ページでございますが、⑰身近な緑の創出面積、⑱希少野生動植物の保護増殖箇所数、⑲微小粒子状物質PM2.5の濃度、続きまして4 ページ目では、⑳環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数などがございます。

さらに5 ページに、見直しにより廃止をいたしました8 施策指標について整理をさせていただいております。

以上で、埼玉県環境基本計画改定版（案）についての説明を終了させていただきます。

なお、環境基本計画策定の今後のスケジュールでございますけれども、県民コメントを実施させていただきます。寄せられた意見を踏まえまして、必要な修正を行い、環境審議会に諮問をさせていただく予定でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○小川会長 どうも御説明をありがとうございました。

今のスケジュールのところ、最初に確認をしておきたいのですけれども、今日議論したものも含めて県民コメントをお求めになって、それも含めた修正を加えたものを11月に諮問というか、この審議会へかけるという形ですね。

○牧環境政策課長 はい。

○小川会長 それ以降は、2月ぐらいですか、最終確定して動くというような状態でしょうか。

○牧環境政策課長 諮問をし答申を受けたものを基準にして、それを、議会にかける案件になっておりますので、手続を経て、計画として定めていきたいと考えております。

○小川会長 そうすると、この審議会の中で議論をするといってもそんなに回数が多く残されているわけではなく、どちらかという、今日と、あとは次回。そういった意味では今日も時間が限られておりますので、委員の皆さんから出せなかったものについては、事務局のほうに意見を出していただいとということですね。

○牧環境政策課長 そのとおりです。はい。

○小川会長 それで、一応今回の意見を集約し、県民コメントも集約して、最終版を11月にある程度、ここにお諮りするという形で出てくると、そういうスケジュール感で進んでいくということでしょうか。それを踏まえて、今日の御議論をお願いしたいということですので、皆さんはよろしいでしょうか。

○牧環境政策課長 よろしく願いいたします。

既に5回、小委員会で議論もしていただきました。会長もよく御存じだと思うんですが、その結果が今日お示した内容でございますので、是非ここでも御意見いただいて、あとは足りない分は、後日でも事務局に寄せていただければ検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小川会長 ということで、実は皆さん、8月から新規の委員という形でなられた方も大分多いので、そういった意味では、まっさらな状態である意味で取り組めるというふうにお考えになっている部分

もあるかもしれないのですが、前の審議会のメンバー、それからその前に小委員会の議論で大分積み重ねてきていて、結果としてここまで来ている内容を最終的に決めていきたいという状況の中にありますので、一応その辺も踏まえて、今日適切な御議論をいろいろとしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、県におかれましては、委員各位からの質問などについて、課長さんだけでなく、適宜担当の方からお答えいただいても結構ですので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、どなたからでも結構でございますので、御意見、あるいは御質問等ありましたら、お願ひをしたいと思います。いかがでしょうか。

○貴家委員 埼玉県生態系保護協会教育委員長の貴家と申します。

質問なんですが、生物多様性の保全というところで、施策指標として、希少野生動植物の保護増殖箇所数と出てきたんですが、私が持っている埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例というのがございまして、そこに出ている希少野生動植物保護区というのとは違うと思ってよろしいのでしょうか。

○豊田みどり自然課長 そのとおりでございまして、希少野生動物の保護増殖箇所といえますのは、学校ですとか、あるいは市町村とか、さまざまな団体が、条例にあります22の希少種のうち、そういった取組が可能なものについて保護増殖活動を行っている、そういう場所のことでございます。

○貴家委員 そうしますと、私の意見として、やはり県内の希少野生動植物の生息地というのを守るというのは、とても大事なことだと思います。それが、やはり条例の中でありながら、この指標の中でやはり数値としてもあるべきだと思うんですね。といたしますのも、やはりその開発、あるいは土地を買い上げられてしまったら、土地がなくなってしまうらもう終わりのものですから、たとえ学校や団体が希少種を増殖しているとしても、戻す場所はどこですかと、どこでもかしこでも戻せばいいというものではありませんので、やはり生息地である保護区というのを確保する上でも、きちんと数値化して目標の指標に入れたらよいかと思います。

○豊田みどり自然課長 確かに保護増殖箇所、保護増殖箇所数ではなくて、実際に生息場所を確保、保全していくというのは非常に大切なことだと思っております。ただ、実際の場所等は、いろいろ保全の問題等もございまして、数、場所等はなかなか明示できない部分もございまして、またそれは保護増殖活動とは別として、生息地の保護については、一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますが、数値目標として掲げるのはちょっと難しいかなというふうに考えているところでございます。

○小川会長 というお答えですけれども、よろしいですか。

○貴家委員 なかなかオープンにできる情報ではないと思っておりますので、そこら辺はしっかりやっていただきたいところだと思います。

○小川会長 では、その辺の意見も踏まえて、実際のところは頑張ってくださいということでお願ひできればと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

中原委員。

○中原委員 公募の中原といいます。

先ほど会長のほうから、白紙からではないということでありましたが、少し基本的なところがわからないので質問させていただきます。まず御丁寧な説明ありがとうございました。

この施策指標、最終的ないろいろな数値目標が掲げられて、33年に達成という構図があると思います。その場合に各施策の目的などを挙げられています。それがこの指標を達成することによって、確実に満足するものが指標としてなっているのであればいいのですが。十分でなければ、もう少し考えていただければと思いました。

後2点ほど質問があります。

新たなエネルギー社会の構築の件です。報告書の中で、埼玉県は下水道設置率100%を目指して頑張っておられますが、下水道関係のバイオマス発電、落差発電、小水力発電は余り検討されていないのか。また河川も荒川とか大きな河川があります。これらの河川を利用した小水力発電、そういうものを検討はされているのか。また、太陽光発電は良いのですが、発電が不安定だという課題があります。こういうものを利用すれば安定化する検討をされていると思います。情報を教えて頂ければと思います。

もう一つ、PCBの処理ですが、これは28年ぐらいで第1期のものは終わっていると思います。これが39年まで延長になったということだと思います。今回この本文を読ませていただいて、かなり処理量が少ない感じがします。それをかなり効率上げていくということですが、実際そういうことは、今まではやっていなかったのですか。現在まで10年ぐらいあったと思います。それをさらに進める施策というのはどういうものなのか。今後どういう形で行われるのか。今、問題はそういうPCBの保管、これは県が全部押さえられているのか。現在まだ不明なものがあるのか。この点を押さえられていたら一番いいと思います。

以上3点についてお聞かせ願えればと思います。

○小川会長 3点ほどあったと思いますので、お答えをすみませんが、事務局のほうでお願いいたします。

○牧環境政策課長 まずは、指標に関してでございますけれども、数値化できる施策もあるし、数値化がなじまないような施策もございます。それらは、全部統合して目標を達成していくと、そのように考えております。

それから、小水力発電に関してなんですけれども、埼玉県は御存じのとおり平坦な土地が多ございまして、水が豊かで勾配があるようなところは取り入れているようなんですけれども、そこについては、条件的には余りよくないかなというような面がございます。その中で、幾つか成功している事例もございしますが、小水力発電をもって再生可能エネルギーをやっていこうというようなことには、今のところ、なっておりません。

○産業廃棄物指導課 PCBなんですけれども、埼玉県の処理が遅れていたのは、本県分の処理が平成27年度から本格的に開始されたということございまして、国のPCB廃棄物処理基本計画で定められている計画的処理完了期限というのは、高濃度なんですけれども、平成35年3月31日というところが、そこまでに処理を完了させなければならないということと、あと処分先は、いわゆるJESCOという東京都で処分しているんですけれども、その処理予定台数を勘案して、この目標値を設定

しております。

あと届け出のほうなんですけれども、現在平成27年度から掘り起こし調査というものをやっております、それに対して未届け事業者がありますので、速やかに県への届け出を行うとともに、JESCOへの機器登録も行うように指導して、この処理完了期限までの全ての処理を目指してやっていきたいと思っております。

以上です。

○松山エコタウン環境課長 エネルギー問題のことを補足させていただきます。

バイオマス、あるいは小水力発電の部分に関しては、施策目標のところには太陽光しか書いていないのですが、全体の11ページ、12ページ、計画の中では、そういったエネルギーを活用していくこともお話をしております。

実は埼玉県では、太陽以外なかなか使われていないというのが実情で、再生可能エネルギーの9割が太陽になっています。ただ、御指摘があったとおり、太陽光はすごく不安定というところもあり、自立分散型の低炭素社会づくりをしていく上でも、多様なエネルギーの活用が非常に重要だと考えておりますので、太陽光以外をやらないということではなくて、そういったエネルギーもうまく使いながら、施策充実を進めていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○安藤資源循環推進課長 食品廃棄物の再生可能エネルギーとしての有効利用についてお答えします。

本県は特に人口が多く、それに比例して食品廃棄物も多く排出されることから、それをバイオマス資源として活用したいと考えております。全国的にはまだ一部ではありますが先進事例もあります。

性格上一気に進むものではございませんが、ごみ処理施設にバイオマスの仕組みを導入しようと検討している市町村に対しての補助等を行っております。今後も継続してまいりたいと思います。

以上です。

○山野環境部副部長 PCBの関係で補足をさせていただきます。

今、27年度末で21.9%、これしか処理できていないということはちょっと誤解を生みそうなんです、PCBそのものはしっかり管理をしている。そのPCBを処理するのに、JESCOのほうで順番でやっておりますので、時間がかかる。それに合わせて、平成35年度末までには100%を目指して進んでいくと、こういう形でやっているところがございます、世の中に、まだ21.9%しかできていないということが流布しているということではございませんので、つけ加えさせていただきました。

○小川会長 いろいろお答えありましたけれども、よろしいでしょうか。

○中原委員 どうもありがとうございます。

少しよろしいですか。先ほどの太陽光の件ですがかなり実績がついてきていると思います。私も太陽光、使いたいと思うのですが、その実績がメーカー評価なんです。太陽光の効率や維持管理や実用性等の実績をまとめていただければ、太陽光の設置数が更に広がると思います。

先ほどのPCBの件はよくわかりました。本文から読み取ると、先ほどの説明とかなり異なる感じがしますので、検討していただければと思いました。

どうもいろいろありがとうございます。

○小川会長 よろしいでしょうか。

それでは、斎藤委員お願いいたします。

○斎藤委員 公募の斎藤です。県民の人がこの資料をいただいたときに、どういうふうを読むかなというような目線で、ちょっと読ませていただきました。

その前に、PCBのさっきの話で、私もちょっと関心があって、それで今回、政策指標に入れたのは非常にいいと思います。ぜひリーダーシップをとって、多分調整とか、それからやったことがないことにチャレンジするので、しかも危ないというようなこともあって、誰かが引っ張っていかないと、多分進まない案件ではないかなというふうに思っています。ですから、ぜひ指標を本当は100%と書いてほしいなとは思ったんですけども、それはちょっとなかなか難しいと思うので、ぜひ100%を目指して進めていただければ嬉しいなというふうに思いました。

私のほうでも何点か、これを読ませてもらって、先ほど言ったように県民の目線で読んだら、代表ではないので、私の独断と偏見もあるんですけども、まず読んでみて、進捗状況、後ろの、先ほど別添資料についているんですけども、文書の中には、進展状況、要するに中間でここまでやれていますよ、やれていませんよということについては触れていないんです。文章としては、ですから、感じとしては、6ページか7ページの間に今現在の進捗状況、ここまでは行っていますよ、ここまではまだ行っていませんよとかという報告を入れて、当然この資料の中に、58ページにPDCAを回そうということもうたっていますので、当然チェックが入ってあるべきだと思うので、どこかにチェックの項目を入れて、読んだ人がわかって、その項目というか進捗状況を見て、この7ページの長期目標を見直したんですよということがわかれば、流れとしてはいいのかなというふうに思いました。ぜひ、どこかに入れていただきたいなというのが1つです。

それから、もう一つ、先ほどの添付資料のところにもありましたけれども、廃止という言葉があったんですけども、環境問題で、達成したから廃止というのはないんじゃないかなと。達成したら維持、それとも継続とか、そういうので、もし廃止するというのであれば、最初に設定した指標が間違っていたか、無理があったので、これが廃止ですというのだったらわかるんですけども、最初に設定した環境目標というのは、達成したら廃止ではなくて見守るとか、項目は別に載せなくていいと思うんですけども、何かそういう達成して廃止という、何か違和感を感じるなという思いがしました。

続けていいんですか。途中で1回やめたほうがいいですか。

○小川会長 それでは、一応、今までのところを事務局にお答えいただいて、それからあとまた続けていただくということをお願いします。

○司会（森田） それでは、事務局から御説明をさせていただきます。

まず進捗状況を計画の中に入れたらどうかという話なんですけど、計画のつくり、今回は見直し、要するに改定ということで、今の計画に準じて見直しをかけるということでございまして、その進捗状況につきましては、27年度が最新なんですけど、それは指標の中には入れさせていただいております。

それと、いわゆるPDCAサイクルということで御質問もあったかと思うんですけど、今年度も予定をしているんですけど、毎年環境白書というものを県では発行しております、この計画の中にある取組については、その進捗状況を細かく説明しております。これにつきましては、現在作成中ですが、でき次第、この審議会の委員さんにも配らせていただきまして、確認いただけるような形で、進行管

理は計画の見直しとは別な形でしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、廃止という表現は確かに適切でなかったと思うんですが、一応指標としては完了、目標値を達成したので、完了して、見直しの段階で落としたということで御理解いただければと思います。基本的には、計画には廃止という言葉とかは出ないで、新たな指標のみを掲載しますが、表現については、今後、ふさわしくないということであれば完了などと改めたいと思います。

○小川会長 今の進捗状況の件ですが、その意味では、各項目の現況と課題として冒頭で書かれているところがあり、そこである程度の進捗状況も触れられているということでよろしいのかと思いますが。

○司会（森田） はい。個々については、先ほど言いました白書の中で毎年きちんと形で、御報告させていただいているという仕組みになっております。

○小川会長 お答えのほうはもうほかにはございませんか。では、続けてどうぞ。

○斎藤委員 前回いただいた資料で、丸バツみたいなものもあったと思うんですけども、あんな感じでもいいのかなという気はしたんです。ただ、表現的にはかえって中途半端になって、ないほうがいいのかもいえるかもしれませんが、ただ、最初にスタートした、ここまで行って、ここまでというのがあったほうが私はいいんじゃないかなと。これを読んでいくと、そういうふうに思いました。是非、そのぐらいはどこかに文章でもいいから入れておいてもらって、詳細を見たい人は添付資料か何かを、あるいは進捗のを見てくださいというのでもいいのかなというような感じはします。

それと、あと何点かあるんですけども、項目の20個あるんですけども、そのうちの5番と16番に関係するかなと思うんですけども、産廃関係とかいろいろなあれで、電子マニフェストをいろいろ取り組んでいこうというのと、それからいろいろな環境産業をステージアップさせようというような項目があると思うんですけども、5と16です。ページ数で言うと、21ページから46ページにあるんじゃないかなと思うんですけども、これを進めるに当たって、環境省で優良産業処理業者の認定制度というのをやっていると思うんです。これは優良認定なんで、ハードルは高いですし、なかなか難しいというふうに聞いていますけれども、これを取り込んで、これを何か項目に入れば、電子マニフェストと、それからイメージアップとか、そういうのが一遍に達成できそうな感じがするんですけども、ただハードルが高いので、それを取り込むとなかなかチャレンジになるのかなというようなこともあるので、ただ、言葉としてはそういうのを何か目指してほしいなど、いわゆる認定制度を活用するような形でやってみるのはどうかなというのと思いました。

あともう一つ、項目としては7と10と20、ページ数で行くと25ページと32ページと54ページぐらいにあるのかもしれませんが、前回もちょっと話に出て、現状、生物多様性とかいろいろ希少動物とか植物とかというときに、データがはっきりしていたら、すごく議論しやすいですよという話があって、データベースを作成するときに、どんなデータ、どんな分析、どんな指標を使うのかというのがあって、私のほうから、環境DNAをやってみたらどうでしょうかというのをちょっと出させていただいたと思うんですけども、このデータベース作成のところで環境DNAというのをもし取り入れられるのであれば、多分取り入れるとすると、環境センターとかそういうところで技術をやっているところが取り入れるしかないと思うんですけども、そうすると、希少動物とかそういうのが

目で見て発見しなくても、その水を分析することによってかなりの情報が得られるというふうに聞いていますので、そういうこともちょっとチャレンジしてみてもどうかというふうに思いました。

それと、あと災害の廃棄物対策とか、それから災害時の環境保全、東日本が発生してからもう5年ぐらいになるんですけれども、いつ災害が発生するかわかりませんので、多分そういうマニュアルができていないと、実際にどうやったらいいかわからないという状況があるんじゃないかなと思いますので、できるだけ早くこれを進めていただきたいなど。第8次のあれですか。いろいろな検討をした、県の産廃棄物か何か処理ので、28年度中には指標みたいなものをつくるというふうなことが書いてあったような気がしますが、そういう意味も含めて、災害は多分待っていないと思うので、ぜひ早目に進めてもらうようお願いしたいなというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○小川会長 今もまた幾つか出ましたけれども、時間に限りがありますので、少しコンパクトにお答えいただくということで、すみませんをお願いします。

○牧環境政策課長 非常にいい御意見をいただきました。

それで、一応この場で時間もありませんので、まとめて意見として頂戴して、事務局で預からせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小川会長 そうですね。できるだけ発言できるところはしていただいたほうがいいと思いますので、では、そういう形で。その意味では、最後に一応全部の意見が出終わったところで、もしコメントとしてお話しになりたいことがあればしていただくという形で、それでは発言をお願いしてよろしいでしょうか。

ほかの委員。

○保倉委員 5点ほどあります。1点目が、先ほど出た電子マニフェストの普及率の件です。この数値目標を定めた根拠を教えてくださいとありがたいと思います。

それから、2つ目が、全国の河川の水質ワースト5からの脱却、という目標についてです。前回の会議でも少し話が出ましたように、埼玉県の河川が、全国の水質ワースト5の中に2つも入っているということでした。BOD基準値をクリアしても、ワースト5に入ってしまうということなんです。設置の選定の理由を見ると、ワーストから脱却してイメージアップを図るということなんですけれども、いくら水質が向上しても、どうしても順番をつけると、絶対最後のワースト河川ができてしまうので、ワーストからの脱却を目標にするのではなく、むしろいいほうの河川をアピールするというほうが、イメージアップになるのではないかと思います。

それから、3つ目がPM2.5です。これも今大きな問題ですので、数値目標を設定するのは大切なことだと思うんですけれども、難しいのは、発生源がPM2.5をまき散らしているわけではなくて、結果としてそういうものができて、今、計測で引っかかってきているということですので、この数値を出して大丈夫なのかどうか、目標値が妥当かどうかというところを教えてくださいとお願いします。

それから、4つ目が、最後のほうに廃止になっていたところなんです、環境科学国際センターからの研究発表の数です。他の数値目標に対して達成したからこれで終わりというのは、それはちょっと不適切だという意見が、先ほども出ました。1つ上に記載されている、彩の国のロードサポート団

体数とか、こういうのは目標を達成したら確かに完了と言えるかもしれないんですが、研究には終わりが無いので、発表件数の目標を満たしたらこれで終わるということはありませんので、引き続き、研究論文の発表数というのは維持していただきたいと思います。この目標をなくしてしまうのはどうかと思いました。

それから5番目なんですが、私は委員になったばかりで適切な意見わかりませんが、頑張っている企業や団体に対して埼玉県が表彰するというのは、いかがでしょうか。目標を定めて近づけていくというのも大事ですが、頑張っている団体に対して表彰していくというのも1つの方策になるのかなと思って、コメントさせていただきました。

以上です。

○小川会長 どうもありがとうございます。

それでは、一応御意見だけまず先に出してもらいますので、貴家委員、先ほど手を挙げておられました。

○貴家委員 私も5点ほどございます。

まず川の再生事業ということで、県知事が、川の国埼玉だと言ってからしばらくたちますが、それが本当に生物多様性にどれだけ貢献したかというのを、その進捗を指標化したらいかがかと思います。せっかく県知事の旗振りで始めたものですので、それが今後ずっと、それこそ終わることなく続くためにも指標化して、目標を達成できたらよいと思います。

それに関しまして、やはりここの数値目標などを見ますと、質の問題が書かれていないんです。緑ならば何でもよいという時代は終わっています。チューリップ畑でも緑にカウントされてしまうのか。例えば、これだけ生物多様性、生き物が普通種であっても絶滅の危機に差し掛かっている、生息地がないという状況であれば、チューリップ畑ではなく、本当に在来の動植物が住む草原、湿地、雑木林などの質の問題をここで何とか目標として入れるべきではないかと思います。

3点目が、学校教育に関してです。

子供たちへの環境教育の推進ということでは、何回か言葉にも出ているんですが、是非学校の先生への環境教育をお願いしたいと思います。私も地元で活動しています。学校とタイアップしてやろうとしても、学校の先生に御理解いただくのは非常に難しいんです。学校の先生の育った時代には環境教育はなかったと思います。その先生が環境教育をやろうといっても無理があります。是非学校の先生を対象にした環境教育、これは学校教育の中ですぐ数値化は出ますので、事業としても成り立ちやすいんじゃないかと思います。教育部局との連携も必要ですが、そこは何か力を合わせてやっていただきたいことだと思います。

その上で、次に野生の生き物とふれあう学校の視点というのが、みどり自然課の事業の中であると思います。これが私の調べたところによると、年々更新しているだけのような感じがしてしまうので、是非ここでも、花壇をつくるとかではなく、本当に地元の野生の動植物と触れ合う事業として機能しているかどうか、一回調査をし、そして、機能していない、あるいはもっと改良の余地があるということであれば、そこをクリアにし、事業にしていくと、本当に学校の先生、それから子供たちへの教育になると思います。

それから、最後に5点目として、生物多様性地域連携促進法というのができました。平成22年に。それに書かれています、地域連携保全活動計画というものを市町村単位で作成したほうがいいですよという、努力義務という言葉ではありますが、そういうことが盛り込まれています。これをぜひ埼玉県内の市町村、あるいは市町村、連携してもよいということですので、目標指数に上げて地域連携して生物多様性に対するの保全計画をまず作ってくださいと。計画をつくらなければ役所というのは始まらないので、是非計画をつくるように促進する、それは本当に計画策定すれば、それは数として上がってきますので、目に見えた結果になると思います。

そして、つけ加えですが、それを可能にするためにも、是非地域連携保全の活動支援センターというのを埼玉県にも置くべきだと思います。それをすれば、いろいろな支援センターですとか地域連携の計画をつくるにも、あるいは学校教育の連携等をするにも役に立つのではないかと思います。是非支援センターの設置というのをこれからの、法律も変わってきましたので、そこで環境の基本計画には盛り込むべきではないかと思います。

○小川会長 ありがとうございます。

森川委員が挙手されたと思いますので、次お願いいたします。

○森川委員 先ほど保倉委員からも御発言がありましたが、PM2.5のところで指標として上げられているんですけども、この指標の妥当性というか、環境基準よりも目標値が下がっていて、環境基準よりもさらに下げるところで、皆さんが納得して頑張れるかなというのを思っております。

あともう一つ、PM2.5もそうですけれども、光化学オキシダントもやはり現状シビアではないかなと思っておりまして、そちらのほうをなぜ挙げなかったのかなというのは気にはなります。例えば東京都さんですとかも、光化学オキシダントの注意報発令を減らそうとか、そういう数値目標を掲げておりまして、このPM2.5も数値としては上がっているんですけども、先ほど言ったような、どうなのかなというところもあって、緊急的に体に害があるのが、光化学オキシダントのほうやはり注意報など出た場合に影響が大きいのかなと思っておりますので、そちらも検討はなさったと思うんですけども、どうですかということで、お願いします。

○小川会長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございますか。

○永島委員 JA中央会の永島ですけれども、1つだけ端的に申し上げますと、農地の保全、緑の保全の関係で、都市農業の関係で、この中に書いてあるんですが、実は御存じだと思うんですが、都市農業振興基本法というのが去年だか一昨年あたりにできたんです。今までは市街化区域内農地というのは市街化すべき農地だったのが、その基本法の制定を受けて、あるべき農地になったわけなんです。そういった記述も書いてあるので、できればそういった記載をちょっとでも、もし入れていただければありがたいというのが、1つだけ要望です。

○小川会長 では、岩岡委員、どうぞ。

○岩岡委員 私も1つだけ。43ページ、44ページのところに、15番として環境分野の災害への備えの推進とありまして、これは非常に大切なことだと思います。思いましたとあって、ただし、施策指標が、この特定化学物質の管理手順書の提出率ということになっていて、本当にこれでこの分野のこと

が計れるのだろうかというのが率直な疑問です。もう少し広く捉えられるものにする必要があるのかなということです。

それから、関連して質問なんですけれども、43ページの一番下に、災害廃棄物対策の推進というのがあります、4行ぐらい説明が入っているんですけれども、一応5カ年の計画ですから、抽象的に書くということにもなるんでしょうけれども、これだとちょっと何をやるのかさっぱり、そこを聞きたいといいますか、具体的にどんなことが想定されているのかということをお教えいただけないでしょうか。

○小川会長 ほかに御発言は。

藤吉委員。

○藤吉委員 1点だけなんですけど、この計画の1ページ目に、計画の性格と位置づけということで、個別の廃棄物処理基本計画ですとか、ストップ温暖化計画ですとか、そういう個別計画の上位計画として位置づけられているというので、上位計画であるということは、個別のメニューを余り入れ過ぎると、なかなか後で個別計画と矛盾を来してしまうということがあって、ここが一番難しいんじゃないかと思います。個別計画がいつごろ改定する予定で動いているのか。それを受けて、基本計画はどういう指示、方向付けを出そうとしているのかというのが重要なんじゃないかと思うんです。

そういう意味で、少し整理してもらわないと、何か個別のメニューの小さいのが多過ぎるという気がしていて、ちょっと心配しているんですけれども。

○小川会長 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

どうぞ。

○小久保委員 私から1点、簡潔に質問したいと思います。

11ページの太陽光発電についてなんですけど、これは議会でも取り上げたことなんですけど、これは国が進めています、いわゆる固定買取制度、FITによるということだと思うんですけれども、いわゆる売電を20年やっていくという保証制度を持っているわけですが、逆を言いますと、小規模事業への道を開くというものになりますけど、言われておりますのが、50キロワット以下のものについては、電気事業部の規制外ということでございまして、埼玉県内、この小規模事業がたくさん今展開されていると。私の地元にもこういった小規模事業がたくさんございまして、特にその関係で環境破壊の懸念がされている。つまりは、粗悪な外国産のパイプ、あるいはパネル、あるいはこういったものをつくっていくと、変換機というものを設置していくわけですが、ある日突然田畑にこういった小規模事業、ソーラーがつくられてしまったということもございまして。

そういった意味で、この環境を所管する当局として、どう考えているのか。また、国の政策になりますが、県独自でこれを規制していくお考え等はあるのか。また、この5カ年計画の中に盛り込まれていくのかどうか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

それでは、私も1点だけ発言をさせていただきたいと思います。資料1-4で第4次計画策定時、

現状値、目標値ということで、時系列に数字が出ていますが、ただ平成33年度末というのは、今から大体5年後でかなり近い時点であることを考えると、数字の置き方として少し無理があるのではないかという懸念を抱いているところがあります。

それは、今御発言のあった住宅用太陽光の発電設備22万5,000基についても、何がしかの県の弾みをつけるインセンティブがないと、なかなか進まないのではないかなという心配があります。その意味で5年である程度確実に一定の成果が上がるということを考えたときに、その大きさの数字の設定の仕方をして大丈夫かという観点なんです。それから③の次世代自動車で11%から33%という数字も一定の目途が立っているかどうか心配です。

あとは森林の整備と保全の21番が、実績の7万5,000から8万7,000が、11万6,000という数字も少し高い目標になっていないかどうかと、18番の項目の30が心配です。環境アドバイザーの数字ですけども、実績で227回から237回へ10回増えているのを5年後に300回まで一気に増やすということが、現実的に大丈夫かどうかという点も少し心配を感じました。その意味では、もう一度少し御検討をいただけないかなと思います。

ほかの細かい点はまた紙で出させていただきたいと思いますが、一応大きな点としては、その点を少し考えたほうがいいかなということでございます。

小堀先生のほうは特によろしいですか。簡潔に、すみません。

○小堀委員 基本計画の59ページに、主要な指標が記載されています。第4次計画策定時にスラッシュが入っていて、その時点での現状把握がされていないものが、34のうち15指標あります。5年前の見直しなので、第4次計画を策定した時点の現状把握がされていないということだとすると、目標を設定した理由が不明確なので、15の指標についても、策定時の数値を入れるのが望ましいと思っています。

以上です。

○小川会長 それでは、大分時間も来ていますし、事務局のほうに御意見あれば、会議後さらに出せるということをお願いしておりますので、一応この件に関する議論、御意見、御質問はここまでにさせていただきます。今までのところで、事務局のほうからお聞きになっていて、この場で是非コメントをしておきたいということがあれば、お願いをしたいと思います。

○石鍋大気環境課長 大気環境課でございます。保倉委員と森川委員、お二方から御質問いただきましたPM2.5につきまして回答させていただきます。

まず、なぜPM2.5を選んだのかですが、PM2.5の主な排出源は、工場の煙突からばい煙や、自動車から排出されるすすがあります。また排出されるときは気体であっても、トルエンなどの揮発性有機化合物は太陽の光によって反応を起こして、PM2.5に変わります。ですから、大気環境課が行っている施策、工場・事業場対策、自動車対策、及び揮発性有機化合物の削減対策など全てに影響してくるのがPM2.5でございます。

また、光化学オキシダントというお話がございましたが、実は光化学スモッグ、これも粒子です。小さいものはもちろんPM2.5です。すなわち、光化学スモッグ対策はPM2.5対策でもあるわけです。このように、県が行っている施策全ての指標になり得るということで、PM2.5を選ばせていただき

ました。

次に、日本のPM2.5の環境基準は、日平均値が35以下、そして年平均値が15以下、両方合わせて環境基準達成ということになっています。その15を下回っているのに、なぜまだ下げるのかという御質問についてですが、先進国であるアメリカが平成25年に環境基準を見直して、年平均濃度を12に下げております。

PM2.5は、どのくらい吸いこめばどのくらい影響があるかとか、そういった細かい研究はまだ進んでおりませんが、肺などの呼吸器系や心臓などの循環器系に障害を起こすということはわかっております。そのため、濃度が低ければ低いほどいいと考えておりますので、まだまだ施策が必要であると考えております。

日本の環境基準は達成しましたが、アメリカの基準も達成しようという意気込みで、これからも施策を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○小川会長 ほかに今、事務局のほうからお答えになりたいということは何かございますか。

○安藤資源循環推進課長 資源循環推進課です。

先ほど、斎藤委員、それから岩岡委員から、計画書でいいますと43ページ、災害廃棄物対策ということで御質問がありましたので、現在考えているところを御説明したいと思います。

こちらは、廃棄物処理ガイドラインという名前が、若干ファジーな言い方になっておりますが、災害廃棄物の処理につきましては、地震にしても洪水にしても一度に大量のごみが出てくるということ、それを分別をしないかその後の処理に大きな差が出てくることから、あらかじめ平時のうちから準備をしておくことが大事だと考えております。そのために、県では、例えば市町村とどのような調整を図っていくことが必要か、あるいは他県とか国とどのような連絡をとっていくのか、あるいは業界団体、環境産業振興協会や一般廃棄物連合会とどのような連携をとっていくべきなのか、このようなことを事前に用意しておく必要があるという認識で、この災害廃棄物対策を進めていきたいと考えております。

委員お話しのように、いつ災害が起きるかわかりませんので、28年度中に、このガイドラインという言葉がふさわしいかというのもありますけれども、何らかの形で準備を行っていきたくて考えております。また、このガイドラインなりマニュアルなりを作るだけではなく、訓練も大事ですので、行う予定でおります。

以上です。

○小川会長 これは確認ですが、この会議で御質問とか御意見として出たこと、会議後に委員の皆さんから追加で出されていたことについては、次の審議会のときにそれを整理して、各意見に対する回答を、何らかの形でお戻しいただくということでもよろしいですか。小委員会のときは大体そういうステップを経ておられたような気がしますが、同じ形をとられるのでしょうか。

○岡崎環境部副部長 私から御回答したいと思いますが、今日もいろいろ御意見いただいています。それを新しく指標を入れたり、また提言的なものだったり、それは整理させていただいて、次回正式に諮問答申になりますので、そのときに整理をしてお示しをさせていただければと思います。

それから、県民コメントもやはりさせていただきますし、市町村からの御意見もいろいろいただくかと思っておりますので、1つずつ全部お答えできるかどうかはわかりませんが、まとめてそれを受けて修正する、または実施の段階でそれをやっていくといったものもあると思っておりますので、ちょっとある程度分類した上で、お示しをさせていただきたいと思っております。

先ほど、会長のほうからお話があった目標値の設定等につきましては、今も実際には各課と本当にできるのかどうか、または国の基準との整合性を求めて出しているものともありますので、それはまた絶えず検討させていただいておりますので、それをもってまた御説明できればと思っております。

○小川会長 今、そのように申し上げたのは、事務局のほうの御説明がこれからどんどん出てきますと、時間が大分経過していくことになるので、できればそのように回答していただくということで、この件については、ここまでの議論とさせていただければと考えているんですが、よろしいですか。

○松山エコタウン環境課長 最後に、御質問いただいた太陽光のお話だけ1つ御説明をさせていただきます。

小久保委員からお話がありました50キロ未満含めて、いわゆる野立ての太陽光は確かに懸念されています。我々としても同じ懸念があり、非常に乱暴につくられているケースもあります。ということもあり、まずは一括で規制というのはなかなか難しいので、現在、そういう事故がないかをきちんと調査しています。やり方としては、1件1件見に行っているところもあります。そういった中で、幾つか危ない案件もあり、既に国に是正をお願いしている件もございます。

ただ、多くの方はやはりきちんとやられている方も多いです。本当に危ないケースであるとか、どうも乱暴だなというのは、ほんの一部ということもございます。ということもありますので、この中で特に規制とかということ計画の中に盛り込んでほしいと、今後は、まず調査をするとともに、市町村に照会をかけて、どういうトラブルがあるか回答をいただいているので、市町村と協議機関を設けることも進めております。

その中で、トラブルや明らかに危ないというような個別案件を1つずつクリアしながら、制度、あるいは太陽光に対して誤解を持たれるというのが一番懸念される場所ですので、そういったことのないようにきちんとしていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

○小川会長 それでよろしいでしょうか。

では、この件につきましては、大分時間もオーバーしていますので、一応ここで打ち切らせていただきます。さらに御意見がある場合は事務局のほうにお寄せいただくということでお願いをしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、協議事項の2ということで、第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画（案）についてと、協議事項3の第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（案）について、あわせて県のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○豊田みどり自然課長 みどり自然課の豊田でございます。それでは、会長からお話がありました2件について、続けて説明をさせていただきます。失礼ですが、着席して説明をさせていただきます。

初めに、協議事項2、第12次鳥獣保護管理事業計画、これについて説明をさせていただきますが、まずはその概要をまとめました資料2-1を御覧ください。

この鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法の第3条に基づき、環境大臣が定める基本指針に即して、都道府県知事が策定する計画でございます。

この第12次計画（案）は、第1の計画の期間から、第9のその他鳥獣保護事業実施のため必要な事項まで、9つの項目で構成されております。

まず、第1の計画の期間ですが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

第2の鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項でございますが、鳥獣保護区等の指定に関する方針及び計画を規定するものでございます。

まず、鳥獣保護区について御説明いたします。鳥獣保護区とは、鳥獣保護管理法第28条の規定に基づき、鳥獣の保護を図るために特に必要があるときに鳥獣の種類や生息状況を勘案して指定する地域のことを言います。指定されますと、狩猟鳥獣を含む全ての鳥獣の捕獲が禁止されることとなります。

次に、特別保護地区ですが、これは同法第29条に基づき、環境大臣または都道府県知事が鳥獣保護区内に指定するものであり、その区域内において一定の開発行為を制限するものでございます。

休猟区につきましては、同法第34条の規定に基づき、狩猟鳥獣が著しく減少し、その数を増加させることが必要と見込める場合に、都道府県知事が指定する地域を言います。

まず、1、2の鳥獣保護区及び特別保護区ですが、これまで10年ごとに指定を更新、あるいは再指定しております。現在の鳥獣保護区64カ所及び特別保護地区についても、社会情勢に特段の変化がない限り、更新等により現在の指定を継続していきます。

休猟区につきましては、現在、県内に指定はなく、今後も指定の予定はございません。

次に、第3の鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項でございますが、狩猟資源の枯渇を防止するため、キジの放鳥を実施するものでございます。

次に、第4の鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項でございます。捕獲等の許可を行うに当たって、捕獲できる鳥獣の数、捕獲できる期間、捕獲方法などの基準を学術研究、鳥獣の保護といった目的に応じて定めるものでございます。

この中で、農林水産業等の被害防止に係る許可基準、これが主な変更点ということでございまして、こちらにつきましては、資料2-2を御覧ください。第12次計画では、その資料2-2の中の2番、主な変更点の（2）でございますけれども、農林業者が自ら行う捕獲の基準を変更したいと思います。農林事業者の求めによりまして、小型の箱わな等によりまして、アライグマ等の鳥獣を捕獲する場合であって、この被害を防止するためにみずからの事業地内において捕獲する場合には、狩猟免許を受けていない者に対しても許可できるということにするものでございます。

次に、第5の特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域等に関する事項でございます。

特定猟具使用禁止区域及び指定猟法禁止区域でございますけれども、既にしておりますが、特定猟具（銃）の使用禁止区域は126カ所ございます。区域の変更、これは区域の更新等を行うということで考えております。さらに、指定猟法禁止区域、これは鉛製の銃弾による猟を県内の3つの河川の流域で禁止しております。これを継続するものでございます。

恐れ入りますが、裏面のほうを御覧ください。

第6の特定鳥獣の管理に関する計画に関する事項でございます。

これは、その後の協議事項3で詳しく説明させていただきますが、生息等が著しく増加して管理が必要な鳥獣について作成するものでございまして、本県では、イノシシ及びニホンジカを対象として策定しております。

次に、第7の鳥獣の生息状況の調査に関する事項でございますが、希少野生動植物選定調査、オオタカ等の営巣地調査など各種の調査を実施するものでございます。

次に、第8の鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項でございます。

こちらでは、鳥獣保護管理員、こちらを設置して、狩猟の際の違反行為の取り締まりや鳥獣の違法飼養、禁止猟具の販売の取り締まり等の事務をいただくということを進めていただくものでございます。引き続き毎年84名を任命しようというものでございます。

最後に、第9のその他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項でございます。

まず、1の傷病鳥獣救護でございますが、こちらも主な変更点、資料2-2、こちらのほうをごらんになっていただきたいと思いますが、その変更点(3)傷病鳥獣救護の考え方でございますけれども、野生下に生きる鳥獣にとりまして、傷病による死もまた自然の営みの中にあるということでございまして、傷病鳥獣救護では、絶滅のおそれのある種の保全等に重点を置いた対応を行おうというものでございます。

また、保護診療機関や保護ボランティア等の確保等の体制整備、関係機関とのネットワーク化を図るものでございます。

また、資料2-1のほうに戻っていただきますが、2の鳥獣への安易な餌付けの防止でございます。

野生鳥獣が人が与える食物に依存し、人なれすることによる生活被害等の防止、あるいは餌に群がる鳥が過密に接触することによる感染症の拡大などを防止するため、その周知を図るものでございます。

3の感染症への対応でございますが、高病原性インフルエンザ等、人と動物の共通感染症や家畜に影響の大きい感染症への適切な対応を図るものでございます。

4の鳥獣保護思想の普及につきましては、愛鳥週間のポスターの募集、あるいはまた小・中学校等の野生鳥獣保護への関心を高めるために、野生の生き物とふれあう学校の指定などに努めるものでございます。

また、今後のスケジュールにつきましては、協議事項の3と同様でございますので、そこであわせて説明をさせていただくことといたしまして、協議事項3の説明に移らせていただきたいと思っております。

こちらは、お手元の資料、協議事項3-1の特定鳥獣管理計画(イノシシ)及び3-2、こちらはニホンジカについて説明させていただきます。

お手元の資料は、資料3-1をまず御覧になっていただきたいと思っております。

第二種特定鳥獣管理計画は、先ほどの協議事項2のところにもございましたけれども、生息数の著しい増加などによりまして作成が必要と認められた場合に、鳥獣保護管理法第7条の2に基づき作成するものでございます。

まず、3-1でございますけれども、まず計画の期間、2でございます。計画の期間でございますが、平成29年4月1日から34年3月31日までの5年間、管理事業計画の計画期間と同様となっております。

3の管理が行われる区域は18市町村でございます。こちらは、現行の計画と同様となっております。

4の生息状況等でございますが、イノシシが捕獲された地域や捕獲数については、5年前、平成22年度と大きな変化はございません。

そのため、5の管理の目標では、現行の計画に引き続き、分布拡大の防止を図ることで、自然環境とバランスのとれた形でのイノシシの個体数管理を目指すこととしております。

6の数の調整に関する事項のうち、(1)及び資料裏面になります(3)、こちらにつきましては現行と同様の内容となっておりますが、また表面に戻っていただきまして、(2)狩猟期間の延長につきましては、今までのわな猟の1カ月延長に加えまして、銃による猟につきましても、安全確保を十分に図った上で、2月末までの半月間延長することを本計画期間内での開始に向けて取り組んでまいりたいと思います。これは、捕獲頭数が依然として高いレベルにあり、さらに捕獲を進める必要があるために実施を図るものでございます。

また、裏面に戻っていただきまして、7番、被害防除に関する事項でございますが、イノシシによる農業被害の軽減を図るためには、捕獲よりも農地への侵入を防止することが重要でございます。このため、電気柵等の設置及びイノシシの隠れ場所となる耕作放棄地や農地周辺の森林の適正な管理を促進してまいります。

8の生息地の保護及び整備に関する事項でございますが、人間とイノシシのすみ分けのため、耕作放棄地や農地周辺の森林の適正な管理を促進してまいります。

9のその他管理のために必要な事項でございますが、捕獲や防除に加え、より効果的に管理を推進するために、狩猟者の確保・育成、効果的な防除技術や効率的な捕獲技術の開発・研究、検討委員会の開催等も実施してまいります。

続きまして、ニホンジカについてでございます。

こちらは資料3-2でございますけれども、まず2番の計画の期間でございます。こちらと同じく平成34年3月31日までの5年間となっております。

3の管理が行われる区域は、過去5年間で生息が確認されている入間市を新たに追加いたしまして、17市町村となっております。

4の生息状況等でございますが、捕獲された地域は入間市での捕獲が新たに確認されているほか、捕獲頭数は、これは平成元年度と比較いたしますと約25倍というふうにかなりふえてございます。また、樹皮とか下層植生の被害など自然植生への影響は拡大しており、土砂の流出や崩壊、森林生態系への影響が懸念されております。

このようなことから、5の管理の目標では、分布拡大地域では生息区域の拡大防止、生息密度の高い地域では生息密度の低下を図り、森林林業被害の防除及び自然植生の回復を目指すことといたします。

6の数の調整に関する事項のうち、(1)、そして裏面になりますが(4)は、現行計画と同様の

内容となっております。(1)のニホンジカの年間捕獲頭数を3,000頭とすること、(4)は県が主体となって指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することとしております。また、(2)では狩猟における1人1日当たりの捕獲制限をさらに緩和し、今までオス1頭・メス1頭、またはメス2頭から、オス1頭・メス無制限としております。また(3)の狩猟期間の延長につきましては、イノシシと同様、今までのわな猟の1カ月間延長に加え、安全面での十分な整備を進めた上で、銃による猟についても、2月末まで半月間の延長を目指すこととしております。

7の生息地の保護及び整備に関する事項でございますが、鳥獣保護区等の指定や人工林の整備を進めることで、人間の生活域とのすみ分けができるようにするとともに、生息地である天然林の植生保護のために防護柵を設置することにより、植生の劣化や消失を防止してまいります。

8のその他管理のために必要な事項といたしましては、イノシシと同様、狩猟者の確保・育成、効果的な防除技術や効率的な捕獲技術の開発研究、検討委員会の開催等を実施するほか、防護ネットやツリーシェルター等の食害防止対策を推進することで、管理をより効果的なものとしてまいります。

最後に、資料3-2、主な変更点、スケジュールを御覧ください。

この資料は、今まで説明させていただいた内容のうち、主な変更点と今後のスケジュールを記載したものでございまして、そのうちの3番、スケジュールでございますが、これは協議事項の資料2-2もございませけれども、同じようにはございますが、スケジュールにつきましては、この鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画ともに、10月12日から県民コメントを実施いたします。その後、2月に改めて本審議会に諮問させていただいて、ご答申をいただいた上で、3月に公表の予定というふうに進めていきたいというふうを考えております。

以上で、第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画(案)及び第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)、(ニホンジカ)の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○小川会長 どうも御説明ありがとうございました。

時間が押している関係もありますが、この件につきましても、できるだけ委員の方からの御発言をいただいたほうが良いと思います。ただし、この件につきましても、追加の御意見等あれば、ファクスやメールで事務局にお送りいただけるということですので、できるだけここでの御発言は本質なところに絞っていただいて、細かい点は後からお聞きいただくような形でお願いをしたいと思います。また、一通り御発言いただきましてから、この場でお答えになりたいことを事務局のほうからお答えいただくという進め方にさせていただきたいと思います。

皆さんのほうから、もし1回目の御説明に関して、御意見、あるいは御質問があれば、どなたでも結構ですので、いかがでございましょうか。

○小堀委員 イノシシの件ですが、個体数の推定法が確立していない状況で、どれぐらいの個体数にコントロールしたら効果があるのかが把握できないところで実施するのは、なかなか難しいと思います。ですから、捕獲した場所や個体数をきちんと押さえてモニタリングをするということが、今後大変重要になってくるのかと思います。

それから、人里にイノシシが出てくるということで、銃はなるべく使わずに箱わなを使う方針との事です。自分の土地の場合は、今後はそれぞれの人が捕獲をしてもよいとなりますと、箱わなの場合

は、イノシシやハクビシンだけでなく、それ以外の野生生物も捕獲されますので、その対応はどうするのか記載がありませんので、お尋ねしたいと思います。

○小川会長 どうもありがとうございます。

ほかに御発言になりたい方。

貴家委員、お願いいたします。

○貴家委員 質問でもあるんですが、12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画の34ページにあります、説明にもあったんですけども、ちょっと解釈が難しいので質問なんですが、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先するというのは、要するに希少種を優先するという意味にとってよろしいでしょうか。まずそこを。

○小川会長 そこを簡潔にお答えいただいて、その後で多分御意見を続けたいというお話だと思います。

○豊田みどり自然課長 管理を必要とするということは、生息数を抑える必要があるということなので、それ以外のものを優先するというので、そういう意味では、救護をするに当たって、ある程度鳥獣によって優先順位をつけていこうという考え方から、こういうふうにされた。

○貴家委員 今、鳥獣によってという言葉があったんですが、ちょっと私はそこら辺疑問に思います。と申しますのは、やはり生物多様性というのは、いろいろな生き物がいて、普通種もあり、雑多に普通に見られる生き物もいて、初めて希少種というものが出てくると思います。希少種ももともとは普通種だったはずだと思います。トキ、コウノトリも普通に見られる鳥だった。ということでありまして、やはり鳥獣によって、外来種はどうするのかということはまた別個の問題かと思いますが、種によって優劣をつけるのではなく、ここでは、やはり優先するという表現はふさわしくないのではないかなと思います。

普通種であっても、救護の場合は、ほとんど生き物というのは食う食われるの関係であって、ほとんどが命を落とすのが当たり前の世の中です。しかし、救護を必要とする鳥獣というのは、ほとんど100%とっていいほど、人間の影響によって傷ついた生き物です。これが違います。これを救わなければ、やはり人間として生き物にどう向かい合っていくかということが問われていく計画だと思いますので、優先順位をつけるというのは、ここはふさわしい表現ではないのかなと思います。

○小川会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。まず御意見あるいは御質問をお出しいただこうと思いますので、御発言があればお願いしたいと思います。

細かい点は後で質問で出そうと思いますが、私の方からお聞きしたいと思います。県民コメントにかけるというお話でしたが、管理事業計画の方で、中に入っている表と本文で呼んでいる表の番号がずれているところが大分たくさんあるように思います。県民コメントにかけるときはさすがに恥ずかしい結果になると思いますから、適格に直していただくように是非お願いをしたいと思います。

ほかに御発言はございませんか。

○中原委員 基本的なところですが、先ほどの指標2-2のところ、農林業者自らが行う捕獲の推進で、狩猟免許を受けていない者に対しても許可することが書かれています。先ほどの箱わな

等については、いろいろなほかの動物も入ってくると思います。捕獲動物の最終的な処理法は規定されているのでしょうか。どのような処理をするのか。処理後の届け出等が必要なのか。明確にしないと簡単に埋めてしまうとか、どこか捨ててしまうとか、そういう問題が発生すると思いい質問をさせていただきました。

○小川会長 ありがとうございます。

ほかに御発言いかがですか。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 座ったままで失礼します。

被害防除による項目のところ、電気柵やワイヤーメッシュ等の設置というのがあったんですが、やはり電気柵というのは人間にも害を及ぼすことがあるので、それを示すものが周りに立っているのでしょうか。それが気になったというのと、中原さんがおっしゃっていたように、捕獲したニホンジカが平成元年と比べると25倍になっていて、その捕獲量が半端ではないですね。100頭が2,500頭になっているというところでの処理の仕方は、どうなされているのかなというのが気になりました。よろしくをお願いします。

○小川会長 ほかにいかがでございますか。皆さんの方からよろしいですか。

それでは、差し当たり時間は大丈夫だと思いますので、少し事務局ほうから、今までに出たことについての御回答をいただいて、さらに御発言があれば、その後お願いしようかと思いいます。

○みどり自然課 みどり自然課でございます。

主な変更点、みどりのところで、ちょっと細かい点なので、こちらでお答えさせていただきます。まず箱わなということで、イノシシということがあったんですけども、今現在、農林業者が行う箱わなで、イノシシはちょっと大型なので想定していません。これは危険性があるため、免許がやはり必要だという考えでございます。

そこで例示されておりますように、アライグマ、ハクビシンといったもののサイズのものを捕獲するということが目的です。そのときに目的としていないもの、許可を申請したもの以外のものが入った場合は錯誤捕獲と呼んでいますけれども、錯誤で捕らえられたもの、例えばキツネが入った、タヌキが入ったという場合には、放獣といってその場で離してあげる、そういうことが必要になります。その辺が幾つか御質問をいただいた細かい点かなというふうに思っております。

○豊田みどり自然課長 では、そのほかの部分でございますけれども、まずシカの捕獲でございます。これがかなり増えていきますということで、目標といたしましては、シカの被害を抑えるためには、埼玉県内には1万頭が生息しているというふうに推定されておまして、ニホンジカは1.2倍に増えるということですので、年間2,000頭増えるというふうに推定されています。これを抑えていく。国のほうでも、平成35年までに半減させるという目標を掲げておりますので、埼玉県としても、その目標に沿って管理計画を進めていくということですので、そのためには、2,000頭増えるような推定でございますので、それを抑えるために今後は3,000頭の捕獲を計画しております。

捕獲されたものについては、シカはかなり大型の獣でございますので、処理されている方向として、多くは埋設されていることは多いのではないかといいふうに考えます。一部流通ということも、例え

ばジビエとか、そういう話もございますけれども、以前もこの審議会のほうで御説明させていただいたかと思うんですけれども、放射性物質のモニタリングで埼玉県は出ておりますので、一般に流通はできません。二重のチェック体制が整った、放射性物質について二重に検査して、完全に基準値以下だと確認されているもの以外は流通できないという仕組みになっておりますので、そういった形で一部流通はしておりますが、大部分は埋めるという処理でされているというふうに考えております。

○みどり自然課 電気柵の件なんですけれども、こちらについては、電気柵を設置した場合には何らかの形で掲示等をしなければならないことにはなっておりますので、またその掲示がされているかどうかについても、以前静岡県で事故があったことを受けて、農林部のほうで、全市町村調査をしまして、不備があったものについては、全部指導を既に行っているという形になります。

○みどり自然課 あともう一点なんです、これは細かい点で、貴家委員から質問があった本文のページ34で、例の管理を要する種以外の種の救護を優先するという表現の文意がわかりにくいということだったんですけれども、国の指針も同じように書いてあるんですが、言わんとしているところは、例えばカラスとかハトとか、あと今ですと、ヒヨドリとかムクドリとか、結構な害を与えていて、それがかつヒナの時期に落ちたりとか、自然のまま淘汰されているものも多いという話ありましたけれども、そういった本当にちょっと飛べなくなっている、ばたついて自然界の中でけがしているものさえも持ち込まれてくると。これはさすがにちょっと面倒見切れなだらうというのが、ここの表現の意図でございます。

もちろん、カモとかいっぱいいる種であっても、例の矢が刺さったカモとか、人為的に何かあったものについては、これはもちろん人がけがさせたものですので、そういった視点からの救護というのはもちろん行っております。すみません、ちょっと補足が長くなりました。

○小川会長 他に事務局のほうからはよろしいですか。

それでは、今いろいろ御回答いただきましたが、それも踏まえて、さらに御発言等があればお願いしたいと思いますが、いかがですか。

貴家委員はよろしいですか。今の御回答で。

○貴家委員 優先順位をつけるという表現にとられないように、全て人間の影響によって傷ついた野鳥、野生生物であれば救うという意味にとられるような表現をしていただきたいと思います。優先があるんだということでは余りにも無責任過ぎると思いますので、お願いします。

○小川会長 では、今の点はちょっと事務局のほうで、表現の仕方として、もう少し適切な方向はないかということで、御検討をいただくという形でお願いできないかと思いますが。

よろしいでしょうか。

それでは、この件に関しましても、これから県民コメントにかけられるということですが、きょうまたお戻りになられて、よく検討した結果として、ぜひ追加で質問をしたいということがあれば、事務局のほうにお寄せをいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、続きまして、報告事項の1ということで、「水質総量削減計画及び総量規制基準の見直しについて」でございます。この内容につきましても、県のほうからご説明をお願いいたします。

○葛西参事兼水環境課長 水環境課の葛西でございます。水質総量削減計画及び総量規制基準見直し

について御報告申し上げます。失礼ですが、着座にて失礼させていただきます。

それでは、資料、報告事項1を御覧いただきたいと思えます。

まず趣旨についてでございます。左上です。

埼玉県では、東京湾に流入する汚濁物質の総量の削減を目的として、総量削減計画を定めております。これは、東京湾流域の1都3県が、水質汚濁防止法の規定に基づき、汚濁物質の削減に取り組むものでございます。

このたび、第7次総量削減計画が目標年度の平成26年度をもって終了したことから、総量削減計画の見直しを予定しております。あわせて、汚濁物質の削減対策の1つである総量規制基準の見直しを予定しております。

本件につきましては、次回の環境審議会で諮問させていただき予定でございますので、今回は制度の概要等につきまして事前に御説明させていただきものでございます。

次に、1の総量削減制度の概要でございます。

総量削減制度の目的は、陸に囲まれている東京湾など閉鎖性海域に流入する汚濁物質を削減して、水環境を改善するものでございます。

埼玉県の総量削減の対象地域は、県北部の利根川流域を除く60市町村でございます。

削減対象の汚濁物質は、COD、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量の3つでございます。CODは、海域における有機物による水質汚濁の指標、窒素含有量とりん含有量は、赤潮などを発生させる富栄養化の原因となることから規制されております。

なお、汚濁物質の総量につきましては、法律上は汚濁負荷量ですが、今回の説明ではわかりやすく汚濁物質の総量という用語を使わせていただいております。

制度の枠組みといたしまして、まず国が目標年度、削減目標量及び削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定め、その後、国の基本方針に基づき県が総量削減計画を定めます。

総量削減計画では、汚濁物質の総量を削減するための手段を定めます。主なものといたしましては、生活排水対策の推進、産業排水対策として、一定規模以上の工場・事業場から排出される汚濁物質の総量の規制、またそのために国が定める総量規制基準の設定方法に基づき、総量規制基準の設定、規制対象ではない小規模事業場、農業及び畜産等に対しては汚濁物質の削減の指導でございます。

次に、2の第7次の実績でございます。

第7次計画では平成26年度を目標年度として、各種対策を進めてまいりました。その結果、COD、窒素含有量、りん含有量、いずれも汚濁物質の総量は削減したものの、りん含有量につきましてはわずかに削減目標量を達成できませんでした。

なお、削減目標量とは、削減すべき量ではなく、目標年度に発生する1日当たりの汚濁物質の総量でございます。

りん含有量につきましては、この削減目標量が1日当たり3.2トンに対しまして、平成26年度が3.4トンでございました。

目標を達成できなかった主な要因といたしましては、下水処理場でのりんの排出量の増加が掲げられます。総量削減対策対象地域の総人口が目標策定当時の想定以上に増加いたしまして、その結果、

下水道を利用する人口も想定以上に増加したことによるものと考えております。

次に、3、東京湾の水質の状況でございます。

これまでの削減対策により、東京湾流域で発生する汚濁物質の総量は年々減少し、規制導入当初に比べて東京湾の水質は改善してきております。しかし、COD、窒素、りん、いずれの項目についても、環境基準を達成していない水域が残っております。このため、さらなる水質改善には汚濁物質の削減対策の継続が必要な状況でございます。

次に、4、見直しの方向性でございます。資料の右側になります。

今回は、第8次計画として総量削減計画と総量規制基準の見直しを行ってまいります。

まず、(1) 総量削減計画の見直しの方向性、総量削減計画について御説明申し上げます。

総量削減計画では、国が策定する総量削減基本方針に基づき、目標年度、発生源別の削減目標量、削減目標量達成のための方途を定めます。今回策定いたします第8次計画の目標年度は、平成31年度でございます。

恐れ入りますが、ここで資料4-4を御覧ください。

資料4では、第8次計画の方向性について記載したものでございます。

資料の左側に発生源別の削減目標量を、右側に削減目標量達成のための方途を記載しております。CODを例にとりますと、平成26年度の実績では1日当たり合計で63トン発生しておりました。これを4トン削減することにより、平成31年度の1日当たりの発生量を合計59トン以下に抑えるという目標でございます。窒素含有量の削減目標量は1日当たり50トン、りん含有量については1日当たり3.2トンとしております。3項目とも、平成26年度に発生した汚濁物質の総量より削減する目標でございます。この削減分につきましては、全発生量の約7割を占める生活排水での削減を中心に考えております。

そこで、資料4-4の右側に記載しております削減目標量達成のための方途を御覧ください。

生活排水対策として、新たに2つの方途を追加いたします。1つ目は、下水道終末処理場での段階的高度処理の導入の推進、2つ目は、家庭から下水道に排水される汚濁物質の削減の普及啓発でございます。なお、1つ目の下水道終末処理場での段階的高度処理とは、処理施設の大幅な改造を行わず、運転方法や処理時間を工夫することにより、窒素やりの処理水質を向上するものでございます。

その他の産業排水対策、農業及び畜産などのその他の方途につきましては、基本的に第7次計画を踏襲いたします。

なお、第7次計画につきましては、参考資料として添付しております。

恐れ入りますが、1枚目、報告事項1にお戻りください。

続きまして、4(2) 総量規制基準の見直しの方向性についてでございます。

総量規制基準の規制対象は、水質汚濁防止法の規制を受ける事業場のうち、1日の排水量が一定規模以上の事業場でございます。総量規制対象事業場から排出されるCOD、窒素、りの総量を規制しております。現在、215の業種ごとにCOD、窒素含有量、りん含有量の総量規制基準が定められております。総量規制基準の設定方法につきましては、まず国が業種ごとに濃度の上限と下限を定めます。その後、国が定めた濃度の範囲で、県が業種ごとに総量規制基準を設定することとされてお

ます。

総量規制対象事業場から排出される汚濁物質につきましては、これまでの取り組みによりまして、かなりの削減が図られてまいりました。このため、国では大幅な規制強化ではなく、主に現状の水質を悪化させない観点での見直しが行われております。

県においても、国の考え方に準拠して見直しの検討を進めております。このため、見直しの対象業種は表のとおり一部となる見込みでございます。

なお、詳細な説明は省略させていただきましたが、総量規制基準の見直し対象業種の選定等につきましては、資料5として添付させていただいております。

次に、5の今後のスケジュール予定でございます。

今月末に環境大臣が総量削減基本方針を策定する予定となっております。これを受けまして、次回の環境審議会におきまして、総量削減計画案、総量規制基準案を諮問させていただき予定でございます。答申をいただいた後、環境市町村長に意見聴取を行い、その後、環境大臣への協議を経て、平成29年度に入りますが、第8次総量削減計画及び総量規制基準を策定する予定でございます。

以上で、報告事項に係る説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小川会長 どうもありがとうございました。

最後に、今後のスケジュールということで御説明があったように、11月に案がしっかりとまとめられて、それでこの審議会で諮問されるということで、きょうはその全体の大枠を把握していただくという形での御説明であったと思いますので、ただいまの御説明について、皆さんのほうからご質問等あればお出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

では、皆さんがちょっとお考えになっている間に、私の方から1点だけ。

今のお話を伺っていて、やはり一番難しい問題は、りんがなかなか下がらないという話だと思います。資料4-2の2ページ目の削減目標量の非達成の主な要因として人口が予想外に増えてなかなかそれに対応できなかったという話が出ています。その下のグラフでいくと、生活系の排水での処理が7割ぐらゐを占めているということですので、その意味では、生活排水に関してしっかりした対応をとらないと、なかなか下がらないということが、暗に示されている状態だと思います。多分埼玉県の人口は今後もまだ増える可能性があつて、31年に至ると結局人口が増えてという結果になる、すなわち答えが思うように出ないというおそれがあります。この観点に立つと、生活排水のところの対策として2つほど御説明がありましたが、少しお話しになった内容だと弱いのではないかと気がなっております。抜本的な対策があるかどうかは、必ずしも把握できていませんが、もう少し生活排水の観点でしっかりした対策をとるという考え方の整理ができないのかどうか、11月までに間に合うかどうかわかりませんが、少し考えた方がいいのではないかと思います。質問というよりは意見になってしまっていますが、御検討をいただけないかなという気がいたします。

皆さんのほうから御質問等。

では、森川委員、どうぞ。

○森川委員 質問なんですけれども、生活排水はやはり7割ぐらゐ占めているということですから、この中身を見ますと、農業集落の排水の部分も生活排水のほうに入れられているのかなと思いま

す。別のところで、その他として、農地からの排水というか、農地から出てくる量と把握はされているんですけども、分けなくてよいのかなと思います。私、茨城県のほうの環境審議会の委員を務めておりまして、どうしても水質の話が一番メインなものですから、農地からのりんとか窒素というのがどうしても減らないという問題がありまして、埼玉県では状況が大分違うのかなと思いつつも、対策をするのであれば分けて見たほうがよいのかなと思った次第です。

○小川会長 時間的にはまだ大丈夫だと思うので、もし今の件について事務局のほうで何かお話がありますでしょうか。

○葛西参事兼水環境課長 農業集落排水というのは、基本的に農業地域についている大規模な浄化槽という形で、あくまでも個人の方から生活に伴って排水されるものですので、それはいわゆる生活排水というように、我々の生活に伴って出てきた排水という形で、生活排水のほうにくくっております。

農地からの排水というのは、全くその農業活動という視点で、ですから、このくくり方は別のくくりになると思います。

○森川委員 わかりました。

○小川会長 他にはいかがでございますか。

○小堀委員 会長の繰り返しにもなるかもしれませんが、生活排水が原因の7割占めている。今回の計画では、総量規制の対象になるのは事業者だけとの事ですので、この対策で十分かなと、生活系の対策はどうするのかお伺いしたいと思います。

また、今後は下水処理場から排出される栄養塩を活用する方策も考えていく必要があるかと思いません。

それから、高度処理を増やすとのことですが、現実には高度処理は費用がかかりますので、税による負担が増えることも懸念されます。高度処理だけでなく、現在の施設で、酸素を大量に送るなど費用の負担が少ない運転方法の改善策など多様な方法を考えていく必要があるのかと思います。

以上です。

○小川会長 どうもありがとうございました。

では、今の点について、もし事務局のほうから何かコメントがあれば、いかがでしょうか。

○葛西参事兼水環境課長 確かに生活排水7割とあって、生活排水に対するところが記述が少ないのではないかというのは、1つは、生活排水は多くの部分、下水道にあって、今回はやはり下水道にまず流入させる負荷を減らしていこうといったことで、新たに啓発部分を盛り込んでおります。あとの生活排水については、やはりなかなか、あとは根本的な話とすると合併浄化槽への転換とか、そういったものも含めて広い話になってこようかと思しますので、そちらは別の意味でも河川の水質改善というふうにと県として力を上げている分野でございますので、そちらの部分についても、継続してやっていきたいというふうにしております。

それから、下水道の高度処理については、今、県の下水道局のほうでは、御説明申し上げました段階の高度処理、施設を抜本的に改造することなく、運転方法を検討してというようなことをやっております。これについては、基本的には今、流域の下水処理場では一応、全部処理場で導入するというような計画と聞いております。

○小川会長 ありがとうございます。

ほかには、委員の方からいかがですか。

どうぞ、中原委員。

○中原委員 先ほど人口増ということでお話がありましたが、他の地域と比較して人口1人当たりの排出量、生活環境等でこれは変わっているのですか。また、先ほどの段階的な高度処理によって、今の窒素、りんといったものが確実にとれるという裏づけがあるものを採用されていると思います。対象とする現場で確実に落ちるということを確認していると考えてよろしいでしょうか。

○葛西参事兼水環境課長 他の地域、県単位については、ちょっと今把握しておりませんので、また段階的処理の関係につきまして、本日下水道局からも来ていただいておりますので、下水道局より御説明いたします。

○下水道事業課 段階的処理について、窒素、りんが落ちるといふ裏づけはあるかというお話なんですけれども、正直、現時点では明確な裏づけはございません。部分的に処理場ごとに実証実験をやっております、一部の下水処理場では実験が終わって、落ちそうだというのは、結果は出ております。ただ、実験をやることによって、処理場全体に大きな影響を与えるとまずいので、処理場の一部で実験を行っています。ただ、一部がうまくいったから、本当に下水道処理場の施設全部に導入して、実験の結果がそのまま適用されてうまくいくかわからないので、現在は実験を続行、データ集めといいますか、実験を続けて様子を見ているような形です。実験からはうまくいきそうだという結果は出ています。

以上です。

○中原委員 こういう生活排水とかは、地域、地域の特性があると思います。1つのところでうまくいっても、生活排水に出てくるものは、これは社会性もあるかもしれませんが何件かのデータをとらないと、排水処理はうまくいかないと考えています。十分実証実験をやっていただいて、確実なものを採用して頂ければと思っています。よろしくお願いします。

先ほどのりんや窒素は、農業関係のところ、かなり使われていると思います。農業関係の規制はやっていくということを一応この文章の中に書いてあると思いますが、これは、ある程度徹底的にやられるということでしょうか。地下水汚染とか川への排水とか、集中でやられているというところがありますが、そういうものを十分管理はされているということですか。

○水環境課 農業関係の農地での施肥です。窒素とかりん関係の肥料の使い方については、といっても最終的に田んぼに、あるいは畑にまかれたものが、雨水等で流れ出したのが河川に入って、窒素、りんの負荷の要因であるということで、農業者に対する指導については、農林部のほうの協力を得て、適正な肥料の管理についての指導を行っているということで、引き続き、そういう肥料の取り扱いについて適正な指導を農林局と協力して行っていく予定としております。

○小川会長 ほかに、よろしいですか。

○中原委員 先ほど「適正」というところが、注意する必要があると思います。収支はとってくださいと、これはまず無理なことだと思っておりますが、使った肥料がどのぐらいかは、記録できると思います。今後埼玉県は、野菜の特別栽培など、特化していくような形もアピールされているので、検討して頂

ければと思います。肥料の使い方も、農協の方も来られていると思いますので具体的に、こういう介入をして、排水、川への汚染を防いでいますとか、食物への汚染を十分抑えて安全なものを出しますとか、そういうところのPR材料にも十分なと思います。検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○小川会長 他にはいかがでございますか。

私の方からもう一点だけ。環境省が全体的にどう考えているかという点です。資料4-3の東京湾の汚濁負荷量はある程度着実に減ってきているという姿が描かれており、その裏の2ページ目のところで東京湾の水質の濃度は、多分累積だと思えますが、それがおおむね安定した、あるいは下がる傾向が出ているということで、一定の成果を上げていると評価をしているのではないかという気もいたします。環境省としては、現状である程度維持するために、4-3の1ページにある形で、少しずつ下がっていくという方向を確保できれば、方向性としては全体としていいと考えているのでしょうか。それとも、まだまだ足りないから、もっと東京湾をきれいにしなければいけないということで、より強い目標を定めていこうと考えているようなところはあるのでしょうか。

○葛西参事兼水環境課長 本県はちょっと東京湾に面している部分ではないので、海からの直接、難しいところはある、あくまでも流入をさせている大きい河川、環境省とすると東京湾の区域によっては、やはり下のほうに酸素が少ないところがいろいろ出たりとか、そういうのも考えていますので、今回私どもの県にかかわるところというのは、さっき基本方針の見直し案の段階で見させていただくと、結構そういった湾の内部に対しての記述の変更というのが若干あるというふうに聞いております。

○小川会長 他には皆さんのほうからいかがでございますか。よろしいでしょうか。

それでは、予定をしておりました議題というのは、これで終了ということになりますけれども、その他で事務局のほうから何かございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○小川会長 それでは、一応本日の審議会の議題は全て終了いたしましたけれども、最後に委員の皆様から何かぜひお話ししたいということがあれば発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

では、貴家委員。

○貴家委員 委員の皆様もお感じになっていることだと思うんですけども、今回資料が配付が、手元に届いたのが先週の金曜日ということでございました。会長の計らいにもよりまして、この審議会の後でも意見を受け付けてくださるということでありがたいと思いますが、できるだけ資料はもう少し早目にいただければ大変ありがたいと思いますので、大変なところとは思いますが、よろしくお願いいたします。

○小川会長 事務局も悪戦苦闘して資料を作成しておられると思いますので、その辺も配慮しながら、できるだけ委員の皆さんに早目にお渡しできるようであればお願いをしたいと思いますので、お願いをいたします。

ほかにはよろしい。では、どうぞ。

○中原委員 先ほどのシカのところで、シカの廃棄方法で先ほど気になったのは、シカの放射線量が許容値以上のものがありますということです。それをほとんど埋め立て処分しているというお話です

が、規制とか、そういう形の処理でいいのか。どういうところに埋められているのか、分散をさせている可能性、そんなに気にする必要はないのかどうか、気になったので教えてください。

○豊田みどり自然課長 では、シカの関係でございますけれども、当然モニタリングを行っているんですが、実際に基準値を超えたのは1頭です。ほとんどのシカは基準値以下ですが、モニタリングで出たということですので、出荷の自粛を行っております。捕ったシカについて、流通するものについては100%検査をして、それが基準値を超えていないと二重に確認したものしか出ておりませんので、基本的にはほとんど出ないんですが、県内全域で見ると、継続的にモニタリングをしていると、そういったものが出てきたというのがつい先日ございましたので、引き続きモニタリングを継続していく必要があると、こういうふう考えております。

○中原委員 わかりました。

先ほど渡邊委員から、実際に3,000頭まで伸ばし、それも廃棄処分されているのがほとんどのようなお話です。一部が流通し放射性物質の影響はほとんどないシカも埋め立て処分されているということです。食の有効活用という観点で考えていただければと思います。3,000頭はかなりの量ですので検討いただいて、回答いただければと思います。よろしく申し上げます。

○小川会長 では、よろしいですか。

ほかには。

○斎藤委員 春ごろなんですけれども、環境に感動するというか、そういう関心を持つような映画を見ましたので、もしこんなところで、私、利益関係はないんですけれども、「うみやまあひだ」という映画が非常によかったので、何かのイベントのときとか、できれば中学生、高校生に見てもらえたら嬉しいなというような映画だったので、ちょっとパンフレットを持ってきたので、こんなところで紹介していいのかどうかわかりませんが、私が感動したということで、みんなが感動するかどうかわかりませんが、ちょっと紹介させてもらえればというふうに思います。

○小川会長 御紹介をいただきまして、どうもありがとうございます。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、平成28年度第3回環境審議会をこれで閉じさせていただきたいと思います。

第1議題を進めていたときは、大分オーバーするのではないかと心配しましたがけれども、何とか時間内に皆様の御協力で終えることができました。どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しさせていただきます。

○司会（森田） 会長、ありがとうございました。

御意見につきましては、恐れ入ります、メール、あるいは次回の開催通知のところにファクス番号等ございます。それを来月、10月31日までということで一応期限を切らせて、もし御質問、意見等あれば事務局のほうへ寄せていただきたいと思います。

それで、次回の審議会でございますが、本日配付したとおり11月29日火曜日を予定してございます。場所があげぼのビルということで場所が変わりますので、御注意いただければと思います。午前10時を予定してございます。

以上をもちまして、平成28年度埼玉県環境審議会を閉会させていただきます。長時間にわたりまし

て、大変お疲れさまでございました。

午後 3時52分閉会